



新潟県報

発行 新潟県

第 51 号

令和元年10月29日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

28 新潟県財務規則の一部を改正する規則（出納局管理課）

訓 令

6 新潟県現場事務所等設置規程の一部改正（人事課）

告 示

- 558 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 559 保安林の指定解除予定（治山課）
- 560 土地改良区連合役員の住所の変更届（農地計画課）
- 561 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 562 国土調査の成果認証（農村環境課）
- 563 公共測量の終了通知（監理課）
- 564 公共測量の実施通知（監理課）
- 565 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 566 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 567 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 568 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 569 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 570 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 571 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 572 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 573 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 574 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 575 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 576 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 577 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 578 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 579 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 580 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 581 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 582 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 583 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 584 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 585 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 586 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 587 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 588 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 589 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 590 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 591 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 592 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）

- 593 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
- 594 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
- 595 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
- 596 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
- 597 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
- 598 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
- 599 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
- 600 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)

公 告

- 特定調達契約の契約者等 (情報政策課)
- 特定調達契約の落札者等 (出納局会計検査課)

監査委員公表

- 監査結果公表 (監査委員事務局)

教育委員会規則

- 2 教育職員の免許状に関する規則及び教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (義務教育課)

教育委員会公告

- 令和2年度新潟県立高等学校実習助手採用選考検査の実施 (高等学校教育課)

公安委員会規則

- 7 新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (交通企画課)

規 則

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第28号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名	称	所管組織	名	称	所管組織
(略)			(略)		
(略)		(略)	(略)		(略)
<u>佐渡警察署</u>			<u>佐渡東警察署</u>		
			<u>佐渡西警察署</u>		
(略)			(略)		

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和元年11月2日から施行する。

(経過措置)

- 令和元年11月1日限りで廃止される次の表の左欄に掲げる事務所の令和元年度に係る会計事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる事務所において処理するものとする。

佐渡東警察署 佐渡西警察署	佐渡警察署 ”
------------------	------------

訓 令

◎新潟県訓令第6号

本 庁
地 域 機 関

新潟県現場事務所等設置規程（昭和36年4月新潟県訓令第12号）の一部を次のように改正し、令和元年11月1日から実施する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。 (1) 本庁関係のもの 名 称 位 置 知事政策局国際課パ (略) スポーツセンター <u>県民生活・環境部ス 南魚沼郡湯沢町大字神立</u> <u>ポーツ課湯沢駐在所 300番地</u> (略) (2) (略)	新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。 (1) 本庁関係のもの 名 称 位 置 知事政策局国際課パ (略) スポーツセンター (略) (2) (略)

告 示

◎新潟県告示第558号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
聖籠町	1者	三賀聖籠山929番1 0.2ha
長岡市	10者	福道町江付490番5ほか204筆 29.6ha
見附市	1者	椿澤町中田1114番ほか5筆 1.4ha
小千谷市	2者	谷内川久保402番2ほか43筆 1.8ha
津南町	1者	下船渡甲8228番ほか4筆 1.2ha
佐渡市	1者	加茂歌代堤下5131番ほか2筆 0.6ha
合 計	16者	264筆 34.8ha

2 認可年月日

令和元年10月28日

◎新潟県告示第559号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和元年10月29日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県十日町市馬場庚182の2、庚189の5
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由

道路用地とするため

◎新潟県告示第560号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条で準用する第18条第17項の規定により、佐渡市の佐渡土地改良区連合から次のとおり役員住所が変更した旨の届出があった。

令和元年10月29日

新潟県佐渡地域振興局長

- 1 変更前
理事 佐渡市畑野甲794 渡邊 敏夫
- 2 変更後
理事 佐渡市畑野甲722-3 渡邊 敏夫

◎新潟県告示第561号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新発田市の五十公野土地改良区の定款の変更を令和元年10月18日認可した。

令和元年10月29日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第562号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
魚沼市	魚沼市の地籍図及び地籍簿 干溝、佐梨、上原、中原及び古新田の各一部
魚沼市	魚沼市の地籍図及び地籍簿 干溝及び佐梨の各一部
弥彦村	弥彦村の地籍図及び地籍簿 大字弥彦の一部

- 2 認証年月日
令和元年10月16日

◎新潟県告示第563号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県上越地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（県営農地環境整備事業 坪野地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成30年10月16日から令和元年9月30日まで
- 3 作業地域 上越市吉川区坪野地内

◎新潟県告示第564号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間 令和元年10月21日から令和2年3月1日まで
- 3 作業地域 新潟市西区明田地先～同区曾和地先

◎新潟県告示第565号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 長岡都市計画地区計画(長岡市決定)
名称 新組地区地区計画
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第566号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 長岡都市計画地区計画(長岡市決定)
名称 川崎北地区地区計画
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第567号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 長岡都市計画地区計画(長岡市決定)
名称 川崎前田北地区地区計画
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第568号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 長岡都市計画地区計画(長岡市決定)
名称 宮内山伏地区地区計画
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第569号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称

種類 長岡都市計画地区計画（長岡市決定）

名称 北陽地区地区計画

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第570号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 変更に係わる都市計画の種類及び名称

種類 長岡都市計画地区計画（長岡市決定）

名称 古正寺町南地区地区計画

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第571号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 変更に係わる都市計画の種類及び名称

種類 長岡都市計画地区計画（長岡市決定）

名称 西部丘陵東地区地区計画

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第572号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 変更に係わる都市計画の種類及び名称

種類 長岡都市計画地区計画（長岡市決定）

名称 古正寺町北地区地区計画

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第573号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 変更に係わる都市計画の種類及び名称

種類 長岡都市計画地区計画（長岡市決定）

名称 新保地区地区計画

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第574号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画

の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 長岡都市計画地区計画（長岡市決定）
名称 長岡業務拠点地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第575号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 長岡都市計画地区計画（長岡市決定）
名称 下々条地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第576号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 長岡都市計画地区計画（長岡市決定）
名称 稲葉地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第577号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 長岡都市計画地区計画（長岡市決定）
名称 長岡駅東地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第578号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 長岡都市計画地区計画（長岡市決定）
名称 青山北地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
-

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第579号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 長岡都市計画地区計画（長岡市決定）
名称 喜多地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第580号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 長岡都市計画地区計画（長岡市決定）
名称 西津地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第581号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 長岡都市計画地区計画（長岡市決定）
名称 前川東地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第582号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 長岡都市計画地区計画（長岡市決定）
名称 陽光台地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第583号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 長岡都市計画地区計画（長岡市決定）
名称 滝谷地区市街化調整区域地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第584号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 長岡都市計画地区計画（長岡市決定）
名称 亀貝地区市街化調整区域地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第585号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 長岡都市計画地区計画（長岡市決定）
名称 千秋が原地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第586号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 長岡都市計画地区計画（長岡市決定）
名称 リプチの森撰田屋5丁目地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第587号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 長岡都市計画地区計画（長岡市決定）
名称 富島地区市街化調整区域地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第588号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 長岡都市計画地区計画(長岡市決定)
名称 大手通地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第589号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 長岡都市計画地区計画(長岡市決定)
名称 琴平地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第590号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 長岡都市計画地区計画(長岡市決定)
名称 花園南部地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第591号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 長岡都市計画地区計画(長岡市決定)
名称 七日町地区地区計画
 - 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課
-

◎新潟県告示第592号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 長岡都市計画地区計画(長岡市決定)
名称 福戸地区市街化調整区域地区計画
-

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第593号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 変更に係わる都市計画の種類及び名称

種類 長岡都市計画地区計画(長岡市決定)

名称 上条地区地区計画

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第594号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 変更に係わる都市計画の種類及び名称

種類 長岡都市計画地区計画(長岡市決定)

名称 山本地区市街化調整区域地区計画

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第595号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 変更に係わる都市計画の種類及び名称

種類 長岡都市計画地区計画(長岡市決定)

名称 青葉台地区地区計画

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第596号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 変更に係わる都市計画の種類及び名称

種類 長岡都市計画地区計画(長岡市決定)

名称 長岡北スマート流通産業団地地区地区計画

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第597号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 長岡都市計画地区計画（長岡市決定）
名称 みしま中央地区地区計画
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第598号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 栃尾都市計画地区計画（長岡市決定）
名称 平地区地区計画
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第599号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 川口都市計画地区計画（長岡市決定）
名称 川岸地区地区計画
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第600号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 長岡都市計画地区計画（長岡市決定）
名称 喜多町北部地区地区計画
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

公 告

特定調達契約の随意契約の相手方等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量
新潟県LANシステム・共通基盤システム・住民基本台帳ネットワークシステム運用管理業務委託

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県総務管理部情報政策課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 相手方決定日
令和元年9月20日(金)
- 4 相手方の氏名及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ信越新潟支店
新潟市中央区笹口1丁目26-9
- 5 契約金額
31,493,000円
- 6 契約方式
随意契約
- 7 契約の相手方を決定した理由
令和元年9月30日までの新潟県LANシステム・共通基盤システム・住民基本台帳ネットワークシステム運用管理業務委託業者であるため

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 落札件名及び数量
全身用マルチスライスCTスキャナ装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日
令和元年8月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
ジェイメディカル株式会社
新潟市東区紫竹卸新町1808番地22
- 5 落札価格
97,200,000円
- 6 契約決定方式
一般競争入札
- 7 落札方式
最低価格
- 8 入札公告日
令和元年7月9日

監査委員公表

監査結果公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和元年10月29日

新潟県監査委員 栗山和廣
新潟県監査委員 小林一大
新潟県監査委員 高倉栄
新潟県監査委員 高橋猛

普通会計
(知事政策局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
広報広聴課	令和元年8月1日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
行政改革・評価室	令和元年7月31日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	同 上
東京事務所	令和元年7月5日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	同 上

(総務管理部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
人事課	令和元年7月29日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
大学・私学振興課	令和元年8月2日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項

(県民生活・環境部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
新潟暮らし推進課	令和元年8月9日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。

(防災局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
原子力安全対策課	令和元年8月22日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項

(福祉保健部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
少子化対策課	令和元年7月29日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。

(農林水産部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農産園芸課	令和元年8月1日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
畜産課	令和元年8月19日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	同 上

林政課	令和元年8月20日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	<p>(指摘事項)</p> <p>県が認証規程を定めた越後杉ブランド認証制度について、調査により一部の認証工場において認証規程に基づく検査が実施されていないなどの不適切な事案が判明したが、調査結果を速やかに公表しなかった。</p> <p>また、過去に認証材の品質を問題視する指摘があったことや、県木材組合連合会が定期検査を実施していなかったことを把握しながら、実効性のある指導を行ってこなかった。</p> <p>このことは、認証制度の創設に関わった県として指導・監督する責任を十分に果たしてきたとは言えず、また、県民最優先の視点が欠けた不適切な対応であり、行政に対する県民の信頼を損なう憂慮すべき事案である。</p> <p>県の越後杉ブランド認証規程は廃止されたが、今後は、県産材の信頼回復と利用促進に向け、消費者・利用者の視点に立って取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p> <p>個人情報の取扱いに関する事項</p>
-----	-----------	--------	-----------------------------	--

(交通政策局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
交通政策課	令和元年7月31日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。

(出納局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
管理課	令和元年8月6日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
会計検査課	令和元年8月6日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	同上

(新発田地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉環境部	令和元年7月16日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	<p>(指摘事項)</p> <p>児童家庭費負担金収入について、決算日現在、過年度調定分174件1,465,743円が未納となっていた。</p> <p>件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>歳入の収納に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項</p>

地域整備部	令和元年7月31日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	<p>(指摘事項)</p> <p>建設中の奥胎内ダムの試験湛水を実施するにあたり、下流域の河川環境保全に欠かせない維持流量を確保するため、ダム試験湛水計画やダム操作要領に基づき運用すべきところ、組織内での必要な情報共有や関係機関との調整が十分に行われていないまま、下流域への影響を過小評価した誤った判断で放流を停止した。</p> <p>その結果、ダム直下流1km区間において無水区間が発生したことで大量の魚がへい死し、地元漁業協同組合に対し事業損失として199,100円の補償を行った。</p> <p>また放流停止後、下流域の巡視等を行わず、影響の把握が遅れたことや、無水区間が発生していることに対する県民からの問合せに対し、実態を十分に確認せず回答を行うなど、停止後の対応が不適切であった。</p> <p>このことは、流水の正常な機能が維持され、河川環境の保全がされるよう総合的に管理する責務を負う河川管理者として、県民の信頼を損なう大変遺憾な行為である。</p> <p>今後は治水、利水及び環境の総合的な河川管理が確保されるよう、適正な業務執行を徹底されたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>個人情報の取扱いに関する事項</p>
-------	-----------	--------	-----------------------------	--

(新潟地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和元年7月19日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
県税部	令和元年8月22日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。
地域整備部	令和元年7月11日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
巻農業振興部	令和元年7月12日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 工事に係る手続に関する事項
新潟港湾事務所	令和元年7月12日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 歳入の収納に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 県有財産の管理に関する事項

(三条地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業振興部	令和元年7月23日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 物品の管理に関する事項

(長岡地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和元年6月28日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	適正と認めた。

健康福祉環境部	令和元年7月22日	平成30年度	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	(指摘事項) 児童家庭費負担金収入について、決算日現在、過年度調定分503件4,097,140円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項 交通事故に関する事項
地域整備部	令和元年7月29日	平成30年度	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項

(十日町地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業振興部	令和元年7月30日	平成30年度	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	適正と認めた。

(柏崎地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業振興部	令和元年7月17日	平成30年度	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
地域整備部	令和元年7月22日	平成30年度	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項

(上越地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和元年7月23日	平成30年度	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
健康福祉環境部	令和元年7月16日	平成30年度	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	(指摘事項) 1 公用車において、自動車検査証の有効期間及び自動車損害賠償責任保険の保険期間が満了した後に運行していたものがあった。 公用車の適正な管理に留意し、再発防止の徹底に努められたい。 2 児童家庭費負担金収入について、決算日現在、過年度調定分447件5,400,180円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項 交通事故に関する事項
農林振興部	令和元年7月24日	平成30年度	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 交通事故に関する事項
農林振興部 上越東農林事務所	令和元年7月24日	平成30年度	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	適正と認めた。

(佐渡地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農林水産振興部	令和元年7月1日から 令和元年7月2日まで	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 交通事故に関する事項 補助金の交付に関する事項

(教育庁)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
義務教育課	令和元年8月5日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
高等学校教育課	令和元年7月30日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(指摘事項) 新潟県奨学金貸付金等収入について、決算日現在、過年度調定分2,094件87,504,504円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。

(警察本部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
警察本部	令和元年8月9日	平成30年度	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	(指摘事項) 公務中における職員の交通事故が25件あり、相手方に1,119,548円の損害賠償をしたほか、公用車の修理費等として2,204,706円支出したものがあつた。 県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。 (注意事項) 物品の管理に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項 業務管理に関する事項

教育委員会規則

教育職員の免許状に関する規則及び教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月29日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

新潟県教育委員会規則第2号

教育職員の免許状に関する規則及び教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(教育職員の免許状に関する規則の一部改正)

第1条 教育職員の免許状に関する規則(平成元年新潟県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(普通免許状の授与等の申請)</p> <p>第3条 免許法第5条第1項及び第2項並びに免許法附則第8項及び12項の規定による普通免許状の授与を受けようとする者又は同法第5条の2第3項の規定による免許状の新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、現に新潟県において教員として勤務する者については、誓約書の提出を要しない。(第4条、第6条及び第7条の場合においても同様とする。)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>戸籍抄本</u>(本籍地の市(区)町村長の発行するものに限る。以下同じ。)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 免許法第16条の2第1項及び第2項、第16条の3、第16条の4並びに第17条の規定による教員資格認定試験合格した者で、普通免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>戸籍抄本</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>9 平成12年改正法附則第2項又は第3項の規定による情報又は福祉の教科についての高等学校教諭の1種免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>戸籍抄本</u></p> <p>(普通免許状の検定授与の申請)</p> <p>第4条 免許法第5条第1項、第17条、第18条、同法附則第5項、第9項、<u>第17項</u>、<u>第18項</u>及び施行</p>	<p>(普通免許状の授与等の申請)</p> <p>第3条 免許法第5条第1項及び第2項並びに免許法附則第8項及び12項の規定による普通免許状の授与を受けようとする者又は同法第5条の2第3項の規定による免許状の新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、現に新潟県において教員として勤務する者については、誓約書の提出を要しない。(第4条、第6条及び第7条の場合においても同様とする。)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>身分証明書</u>(本籍地の市(区)町村長の発行するものに限る。以下同じ。)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 免許法第16条の2第1項及び第2項、第16条の3、第16条の4並びに第17条の規定による教員資格認定試験合格した者で、普通免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>身分証明書</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>9 平成12年改正法附則第2項又は第3項の規定による情報又は福祉の教科についての高等学校教諭の1種免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>身分証明書</u></p> <p>(普通免許状の検定授与の申請)</p> <p>第4条 免許法第5条第1項、第17条、第18条、同法附則第5項、第9項、<u>第18項</u>、<u>第19項</u>及び施行</p>

法第2条の規定による普通免許状の検定授与を受けようとする者又は免許法第5条の2第3項の規定による免許状の新教育領域の追加の定めを受けようとする者(検定に係るものに限る。)は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、現に新潟県において教員として勤務する者にあつては第7号、昭和63年改正法附則第10項の適用を受ける者にあつては第4号、免許法第6条第3項別表第4の適用を受ける者にあつては第6号の書類は提出を要しない。

(1)～(8) (略)

(9) 戸籍抄本

(10) (略)

2 (略)

(特別免許状の検定授与の申請)

第5条 免許法第5条第3項の規定による特別免許状の検定授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 戸籍抄本

(9)・(10) (略)

2 (略)

(旧令による教員免許状所有者に係る免許状交付の申請)

第7条 旧令による教員免許状を有する者で、施行法第1条第3項の規定により免許状の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、第6号に掲げる書類は旧令により教員免許状の種類に相当する免許状の種類¹の認定の困難な場合に限り提出するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 戸籍抄本

(5)・(6) (略)

別記

第3号様式 (第3条、第4条、第5条、第6条、第7条関係)

誓約書

(略)

1 禁錮以上の刑に処せられた者

2 免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

法第2条の規定による普通免許状の検定授与を受けようとする者又は免許法第5条の2第3項の規定による免許状の新教育領域の追加の定めを受けようとする者(検定に係るものに限る。)は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、現に新潟県において教員として勤務する者にあつては第7号、昭和63年改正法附則第10項の適用を受ける者にあつては第4号、免許法第6条第3項別表第4の適用を受ける者にあつては第6号の書類は提出を要しない。

(1)～(8) (略)

(9) 身分証明書

(10) (略)

2 (略)

(特別免許状の検定授与の申請)

第5条 免許法第5条第3項の規定による特別免許状の検定授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 身分証明書

(9)・(10) (略)

2 (略)

(旧令による教員免許状所有者に係る免許状交付の申請)

第7条 旧令による教員免許状を有する者で、施行法第1条第3項の規定により免許状の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、第6号に掲げる書類は旧令により教員免許状の種類に相当する免許状の種類¹の認定の困難な場合に限り提出するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 身分証明書

(5)・(6) (略)

2 旧令による教員免許状に記載された氏名又は本籍地に変更がある場合は、前項各号に掲げる書類のほか、戸籍抄本を添えなければならない。

別記

第3号様式 (第3条、第4条、第5条、第6条、第7条関係)

誓約書

(略)

1 成年被後見人又は被保佐人

2 禁錮以上の刑に処せられた者

3 免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

<p><u>3</u> 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者</p> <p><u>4</u> 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>	<p><u>4</u> 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者</p> <p><u>5</u> 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>
--	--

(教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則(平成26年新潟県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>1 この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>2 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)附則第1条本文に定める施行期日から起算して5年を経過した日に、その効力を失う。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中教育職員の免許状に関する規則第3条、第4条第1項第9号、第5条第1項第8号、第7条及び別記第3号様式の規定は、令和元年12月14日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の規則に基づいて提出された書類は、この規則に基づいて提出された書類とみなす。

教育委員会公告

令和2年度新潟県立高等学校実習助手採用選考検査の実施について(公告)

令和2年度新潟県立高等学校実習助手採用選考検査を次のとおり実施する。

令和元年10月29日

新潟県教育委員会 教育長 稲荷 善之

採用について

- ◆ 県立高等学校実習助手の採用について
令和2年度は、農業で募集します。

- 1 検査の目的
新潟県立高等学校の実習助手の採用に当たって、選考の資料を得ることを目的とします。
- 2 出願種別及び採用予定数

(1) 一般選考

出 願 種 別	採用予定数
県立高等学校実習助手「農業」	1人程度

(2) 身体障害者特別選考

2 (1)一般選考と同様の募集とします。

3 出願の資格

(1) 一般選考

- ア 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者
- イ 昭和35年4月2日以降に生まれた者
- ウ 高等学校又は中等教育学校を卒業した者、令和2年3月31日までに高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者及び学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 身体障害者特別選考

3 (1)に加えて、以下の要件を必要とします。

身体障害者手帳の交付を受け、その程度が1級から6級までの者

※ 選考検査に際しては、拡大文字・手話・車いす等、障害の内容や程度に応じた配慮を行います。

4 主な職務内容及び勤務場所等

(1) 職務内容

・農業…農業高校等で、野菜・草花・果樹等の栽培、畜産、測量等の実習指導、農場・道具等の保守・整理整頓などの業務に従事する他、教員としての校務にあたる。

(2) 勤務場所 県立高等学校

(3) その他

ア 職務内容に関係した実務経験や資格を有することが望ましい。

イ 採用に当たり勤務地は希望できない。

ウ 人事異動については、教諭に準じて取り扱う。

エ 学校の統廃合等により過員となった場合、担当する教科等を変更することがある。

5 選考の日時・場所・内容 (身体障害者特別選考を含む。)

選考は、出願書類審査、筆答検査(論文及び一般教養検査)及び個人面接を行います。(ただし、一般教養検査には、「農業」の基礎的内容を含みます。)

(1) 日時 令和元年12月6日(金) 午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所 県立教育センター (新潟市西区曾和100番地1)

(3) 内容 筆答検査(論文及び一般教養検査)、個人面接

※ 詳細については、出願後、受検願書受理通知を送付する際に明示します。

6 出願について

(1) 用紙の交付

出願の所定用紙は、令和元年10月31日(木)から交付します。

所定用紙は下記ホームページからダウンロードすることができます。この場合、所定用紙は上質紙(白)に両面印刷してください。

高等学校教育課ホームページ <http://www.pref.niigata.lg.jp/kotogakko/>

なお、直接交付を希望する場合は、県教育庁高等学校教育課企画振興係において交付します。(ただし、土曜日、日曜日、新潟県の休日を定める条例1号に定める休日を除く。)

郵送で請求する場合は、返信用封筒(角形2号に140円切手をはり、請求者の郵便番号・あて先を明記し、氏名には「様」を必ず付記してください。封筒はのり付き封筒を用いてください。)を必ず同封してください。また、封筒の表には「実習助手受検願書請求」と朱書してください。

(2) 出願書類の提出方法・期限

願書は、「特定記録郵便」による郵送のみ受け付けます。

令和元年10月31日(木)から令和元年11月15日(金)までの間に郵送で提出してください。11月15日(金)の消印まで有効です。封筒の表には、「実習助手受検願書在中」と朱書してください。

(3) 出願に必要な書類

ア 受検願書(所定の用紙)

※ 身体障害者特別選考で、受検上特別な配慮を必要とする場合は、所定欄に具体的に記載してください。

イ 自己申告カード(所定の用紙)

ウ 最終学校の卒業・修了証明書又は在学する学校の卒業・修了見込み証明書

エ 通知用封筒2枚

※ 長形3号に84円切手をはり、郵便番号、あて先を明記し、氏名には「様」を必ず付記してください。

また、封筒はのり付き封筒を用いてください。速達を希望する場合は速達代金の切手をはり、速達であることを朱書してください。

身体障害者特別選考の出願の手続は一般選考と同様ですが、「6(3) 出願に必要な書類」の他、身体障害者手帳の写しを提出してください。

7 要項請求先及び出願先

郵便番号 950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県教育庁高等学校教育課企画振興係

*注 県庁専用郵便番号「950-8570」を記載した場合は、所在地の記載を省略することができます。

8 検査結果の通知 (身体障害者特別選考を含む。)

選考検査の結果は、令和2年1月下旬までに通知します。

*注 なお、不合格になった者全員に対して、上記通知の中で本人の選考検査の評定を通知します。

9 その他

(1) 受検願書を提出した者に対しては、受検願書受理通知(検査日時、場所、日程、持参品等併記)を送付します。

(2) 提出した書類は返却しません。

(3) 給与は、当県の給与に関する条例・規則に基づいて決定します。

(4) 検査に関する照会は下記に行ってください。

県教育庁高等学校教育課企画振興係

電話 025-285-5511 (代)(内線3887) 緊急電話 025-280-5614

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第7号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年10月29日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(試験の場所等)	(試験の場所等)
<p>第20条 運転免許試験（以下「免許試験」という。）及び運転免許に関する審査並びに法第100条の2第1項に規定する再試験（以下「再試験」という。）は次の各号に掲げる場所において行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>佐渡市吉岡</u> (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>第20条 運転免許試験（以下「免許試験」という。）及び運転免許に関する審査並びに法第100条の2第1項に規定する再試験（以下「再試験」という。）は次の各号に掲げる場所において行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>佐渡市中原</u> (略)</p> <p>(5) (略)</p>
(免許申請書等の提出等)	(免許申請書等の提出等)
<p>第22条 法第89条の免許申請書及び法第100条の2第5項の再試験受験申込書は、第20条各号に掲げる場所に提出するものとする。</p>	<p>第22条 法第89条の免許申請書及び法第100条の2第5項の再試験受験申込書は、第20条各号に掲げる場所に提出するものとする。<u>この場合において、同条第4号の場所において免許試験又は再試験を受けようとする者は、事前申込書をあらかじめ同条第1号又は第4号に掲げる場所に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 公安委員会は前項後段の申込書を受理したときは、試験の日時及び場所を指定するものとする。</u></p> <p><u>3 事前申込書の様式並びに試験の日時及び場所の通知方法については、運転免許センター長が別に定めるものとする。</u></p>
(更新申請場所等)	(更新申請場所等)
<p>第24条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第94条第1項に規定する運転免許証の記載事項の変更届出を行う場所は、運転免許センター、長岡支所、佐渡支所、各警察署 <u>(佐渡警察署を除く。)</u>、新発田警察署胎内分庁舎、長岡警察署栃尾幹部交番及び上越警察署安塚幹部交番とする。</p> <p>4 法第104条の4第1項に規定する運転免許の取消し申請（以下「取消し申請」という。）を行う場所は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所、運転免許センター古町出張所（以下「古</p>	<p>第24条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第94条第1項に規定する運転免許証の記載事項の変更届出を行う場所は、運転免許センター、長岡支所、佐渡支所、各警察署、<u>新発田警察署胎内分庁舎、長岡警察署栃尾幹部交番及び上越警察署安塚幹部交番とする。</u></p> <p>4 法第104条の4第1項に規定する運転免許の取消し申請（以下「取消し申請」という。）を行う場所は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所、運転免許センター古町出張所（以下「古</p>

町出張所」という。)及び住所地为管轄する警察署(佐渡警察署を除く。)とする。ただし、胎内市に住所地为有する者は、新発田警察署胎内分庁舎において、長岡市のうち旧栃尾市(平成17年12月31日現在における栃尾市をいう。)に住所地为有する者は、長岡警察署栃尾幹部交番において、また、上越市安塚区、浦川原区、大島区又は牧区に住所地为有する者は、上越警察署安塚幹部交番においても申請を行うことができる。

5 (略)

(運転免許証の更新申請における申請用写真の省略)

第24条の3 規則第29条第3項(第29条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により申請用写真を省略できる場合は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所又は上越警察署において法第101条第1項に規定する運転免許証の更新申請又は法第101条の2第1項に規定する更新期間前における運転免許証の更新申請を行う場合とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(取消し申請における申請用写真の省略)

第24条の4 (略)

別表第3

申請場所	区分	更新申請ができる者の範囲
(略)		
運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所及び古町出張所、県内各警察署(佐渡警察署を除く。)の更新窓口並びに新発田警察署胎内分庁舎、長岡警察署栃尾幹部交番及び上越警察署安塚幹部交番	(略)	(略)
運転免許センター及び長岡支所	一般運転者講習対象者及び違反運転者等講習対象者	県内に住所地为有する者

町出張所」という。)及び住所地为管轄する警察署とする。ただし、胎内市に住所地为有する者は、新発田警察署胎内分庁舎において、長岡市のうち旧栃尾市(平成17年12月31日現在における栃尾市をいう。)に住所地为有する者は、長岡警察署栃尾幹部交番において、また、上越市安塚区、浦川原区、大島区又は牧区に住所地为有する者は、上越警察署安塚幹部交番においても申請を行うことができる。

5 (略)

(運転免許証の更新申請における申請写真の省略)

第24条の3 規則第29条第3項(第29条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により申請用写真を省略できる場合は、運転免許センター、長岡支所、佐渡支所又は上越警察署において法第101条第1項に規定する運転免許証の更新申請又は法第101条の2第1項に規定する更新期間前における運転免許証の更新申請を行う場合とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(取消し申請における申請写真の省略)

第24条の4 (略)

別表第3

申請場所	区分	更新申請ができる者の範囲
(略)		
運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所及び古町出張所、県内各警察署の更新窓口並びに新発田警察署胎内分庁舎、長岡警察署栃尾幹部交番及び上越警察署安塚幹部交番	(略)	(略)
運転免許センター	一般運転者講習対象者及び違反運転者等講習対象者	県内に住所地为有する者

			長岡支所	一般運 転者講 習対象 者及び 違反運 転者等 講習対 象者	見附、長岡、与 板、小千谷、小 出、南魚沼、十 日町及び柏崎の 各警察署管内に 住所地を有する 者
佐渡支所	(略)	佐渡警察署の管 内に住所地を有 する者	佐渡支所	(略)	佐渡西警察署及 び佐渡東警察署 の管内に住所地 を有する者
(略)			(略)		
(略)			(略)		

附 則

この規則は、令和元年11月2日から施行する。